

公 表 用

29 建企第 578 号
平成 30 年 1 月 31 日

各 位

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

長崎県建設工事共通仕様書の一部改訂について

標記について、平成 29 年 4 月版として適用しているところですが、工事提出書類の簡素化の取り組みに伴い、下記のとおり改訂しましたので通知します。

記

1. 改訂図書：長崎県建設工事共通仕様書（平成 29 年 4 月）
2. 改訂内容：別紙「改訂箇所一覧表および新旧改訂様式」参照
3. 適用年月日：平成 30 年 2 月 1 日以降に入札通知または公告する工事に適用する。なお、適用日以前の工事において対応可能なものについては適用できるものとする。

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)
E-Mail : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

改訂一覧

番号	書類名	根拠条項	改訂内容
1	工事実績情報「登録内容確認書（受注・変更・完成・訂正時）」	(共通仕様書[1]1-1-7)	提示・提出を不要とする。
2	工事測量基準点の選定承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-42-1)	発注者提供の基準点を使用する場合は、承諾を不要とする。
3	測量標等の移設承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-42-3)	簡素な様式とする。 (工事打合せ簿)
	測量標の損傷報告	(共通仕様書[1]1-1-42-2)	
4	必要な用地幅杭が存在しなかった旨の協議	(共通仕様書[1]1-1-42-3)	工事測量結果確認資料に含むものとする。
5	アルカリ骨材反応抑制対策適合資材の確認資料	(共通仕様書[1]2-9-1-3)	JIS製品の場合は、マーク表示等の確認とする。
6	「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写し	(共通仕様書[1]2-9-3、2-9-4)	提示とする。

新旧改訂様式

番号：1

書類名：工事実績情報「登録内容確認書（受注・変更・完成・訂正時）」

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I] 1-1-7

改訂後	改訂前	摘要
<p>1-1-7 工事実績情報の作成、登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>また、受注者は工事実績情報の登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。</p>	<p>1-1-7 工事実績情報の作成、登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合にを行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事実績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「完成時」は提出しなければならぬ。</p> <p>なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	

新旧改訂様式

番号：2

書類名：工事測量基準点の選定承諾のお願い

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I]1-1-42-1

改訂後	改訂前	摘要
<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>1-1-42 工事測量</p> <p>1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心-共-1-30-線、縦断、横断等を確認しなければならぬ。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならぬ。</p> <p>なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならぬ。ただし、発注者より事前に当該工事箇所での測量成果簿等を貸与され、その中から基準とする点を選定する場合は承諾は不要とする。</p> <p>また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならぬ。</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>1-1-42 工事測量</p> <p>1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心-共-1-30-線、縦断、横断等を確認しなければならぬ。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならぬ。</p> <p>なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p>また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならぬ。</p>	

新旧改訂様式

番号：3

書類名：測量標等の移設承諾願い、測量標の損傷報告

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I11-1-42-2、[I11-1-42-3

改訂後

改訂前

摘要

工事打合せ簿の様式をHPに掲載

総括監督員 又は 担当課長等		主任監督員		監督員		現場代理人		主任技術者 又は 監理技術者	

工事打合せ簿

発議年月日	発議者	免議事項
H●●●●●●●●	◎発注者 ○指示 ○通知又は提出 ◎協議 ○その他 ()	◎指示 ○通知又は提出 ◎協議 ○その他 ()
工事番号	◎●●●●●●●	○受注者 ○承諾 ○通知又は提出 ○協議 ○その他 ()
工事名	受注者名 ▲▲建設(株)	

(内容)
長崎県建設工事共通仕様書1-1-4-2工事測量において、以下の事象が発生したので
〔報告・協議〕を行うものである。

【報告事象】
□：既設測量標や版水基点等に変動や損傷が生じた。

【協議事象】
□：測量成果が設計図書に示されている数値と差異が生じた。
□：用地幅杭が現存しない。

対象項目を選択

【別添資料】
関係する測量成果等の資料を添付

□ 後日通知
概算金額 万円 増・減 の見込み (直接工事費にて算定)

上記について、□指示 □承諾 □受理・確認 □その他 とします。

発注者	処理内容 回答欄	後日通知 概算金額 万円 増・減 の見込み (直接工事費にて算定)	平成 年 月 日
受注者	処理内容 回答欄	上記について、□受理・確認 □受理・確認 □その他 とします。	平成 年 月 日

新旧改訂様式

番号：4

書類名：必要な用地幅杭が存在しなかった旨の協議

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I]1-1-42

改訂後	改訂前	摘要
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>1-1-42 工事測量</p> <p>1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならぬ。測量結果が、設計図書に示されている位置や数値等と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならぬ。なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p>また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p>3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事前測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。(削除：また、用地～ならない。)</p> <p>なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>※用地幅杭が存在しなかった場合は、長崎県建設工事共通仕様書[I]1-1-42-1の「差異」に含むものとし協議を行う。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>1-1-42 工事測量</p> <p>1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならぬ。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならぬ。なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p>また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p>3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事前測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならぬ。</p> <p>なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	

新旧改訂様式

番号：5

書類名：アルカリ骨材反応抑制対策適合資材の確認資料

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I]2-9-1-3

改訂後	改訂前	摘要
<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>第9節セメントコンクリート製品 2-9-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、確認資料の提出は省略できる。</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>第9節セメントコンクリート製品 2-9-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	

新旧改訂様式

番号：6

書類名：「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写し

根拠条項：長崎県建設工事共通仕様書 [I12-9-3、2-9-4]

改訂後	改訂前	摘要
<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>第9節セメントコンクリート製品</p> <p>2-9-3セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料受注者は、設計図書において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提示すること、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>2-9-4セメントコンクリート二次製品の耐久性向上 本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提示すること、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次のようになる。</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書</p> <p>第9節セメントコンクリート製品</p> <p>2-9-3セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料受注者は、設計図書において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提出すること、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>2-9-4セメントコンクリート二次製品の耐久性向上 本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、JIS製品については、JISマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、JIS外製品であっても、「長崎県コンクリート製品評価会議」が発行する監査合格証の写しを監督職員に提出すること、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次のようになる。</p>	